

レポートの盗用・剽窃に関する オリエンテーション

<http://www.kim-lab.info/20180416.pdf>

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

???????

● 猿の自撮り



この写真の権利関係は？

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

知的財産の活用例

●「知的財産」の活用

スズキ株式会社の名は商号

出所: http://www.suzuki.co.jp/car/lapin_chocolat/

ドメイン名

商標

商標

CM30秒

CM90秒

ネーミングは商標

車の形態は意匠

CMは著作物

車の技術は発明(特許)

ホームページは著作物

販売日

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 3

知的財産法の全体像

- 知的財産は三系統に分類できる
- 製品等の開発製造過程で創作される知的財産
 (発明) 考案 (意匠デザイン) 半導体回路配置等
- 営業上の信用が表現されている知的財産
 (商標) 商号 一部のドメインネーム 商品形態
- 思想または感情の創作物に関わる知的財産
 (小説) 論文 音楽 写真 映画 プログラム等
- 次回



著作物の定義

- 著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「學術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。



著作権法は

1. 著作物を創作した者(著作者)の権利
2. 著作物を伝達する者の権利
3. 出版社の権利 を定めています



©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

5

著作物

- 著作物の種類の例

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物



二 音楽の著作物



三 舞踊又は無言劇の著作物



四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物



五 建築の著作物



六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物



七 映画の著作物



八 写真の著作物



九 プログラムの著作物



©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

6

著作物を探してみよう

●新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう



©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

7

Question

Q.新聞紙面から「著作物」を探して

●個人ワーク（1分） みましよう。

ラインマーカー等枠で囲む

（5種類以上を目標に）

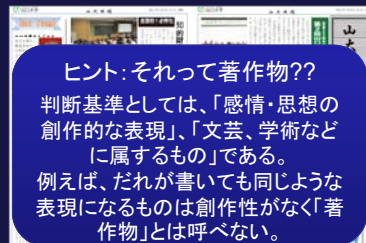
●グループワーク（1分）

発表・意見交換

①私は、〇〇と△△が
著作物だと思う。

②理由は・・・

ex. だれもが思いつくものでない（創作性がある）
その人の感情・思想が表現されている



ヒント:それって著作物??

判断基準としては、「感情・思想の
創作的な表現」、「文芸、学術など
に属するもの」である。

例えば、だれが書いても同じような
表現になるものは創作性がなく「著
作物」とは呼べない。

8

著作物を探してみよう

●新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

見出し

マーク

本文

写真

図表

写真(個人)

漫画

キャラクターの図柄

お知らせ

見出し

知財の世界を覗いてみませんか?

あなたの発明を守る!
RESEARCH LAB
NOTEBOOK

ヒント: それって著作物??
判断基準としては、「創造されたもの」、「アイデア」など。
だれが書いても同じことは「著作物」とは呼べない。

YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

9

- : 著作物
- △: 著作物ではない場合
- ×: 著作物ではない

著作物を探してみよう

●新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

見出し

マーク

本文

写真

図表

写真(個人)

漫画

キャラクターの図柄

お知らせ

見出し

知財の世界を覗いてみませんか?

あなたの発明を守る!
RESEARCH LAB
NOTEBOOK

新聞紙面全体は編集著作物 ○

財産教育の取組み
見出し ×
短い表現

図表
△
選択または配列に
創造性があれば○、
なければ×

写真(個人)
○

漫画
○

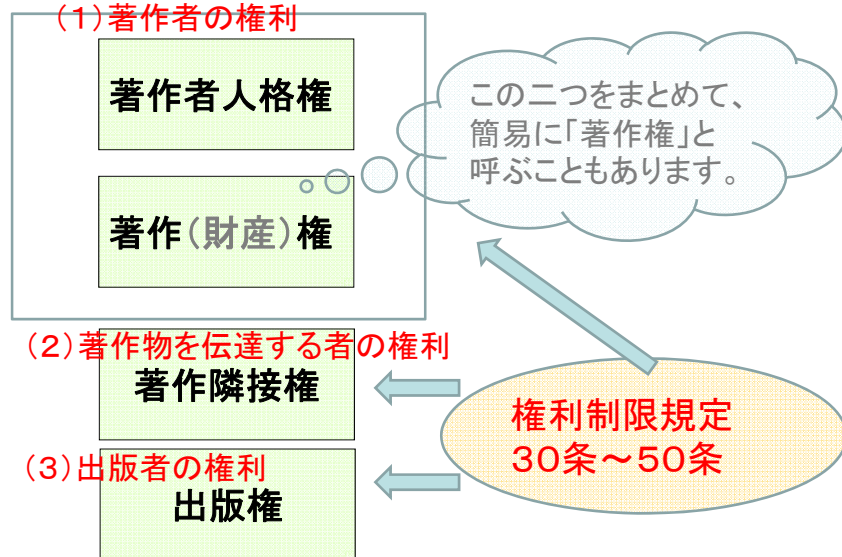
お知らせ
×
事実のみ

※著作物とは、**思想又は感情(事実のみはNG)**を **創作的(ありふれた表現、短い表現はNG)**に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(著2条1項1号)。

10

著作権法で規定する権利

●著作権のみを規定している法律ではない



©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

11

著作者の権利

著作者人格権

著作(財産)権

権利期間

著作物創作時点から
著作者死後50年間
映画著作物は公表後
70年間

支分権

権利制限規
定30~50条

- ★公表権 著作権法18条
- ★氏名表示権 著作権法19条
- ★同一性保持権 著作権法20条
- ★複製権 著作権法21条
- ★上演権及び演奏権 著作権法22条
- ★上映権 著作権法22条の2
- ★公衆送信権等 著作権法23条
- ★口述権 著作権法24条
- ★展示権 著作権法25条・・原作品展示
- ★頒布権 著作権法26条・・映画の著作物をその複製物により頒布する権利
- ★譲渡権 著作権法26条の2・・映画除く
- ★貸与権 著作権法26条の3
- ★翻訳, 翻案権 著作権法27条
- ★二次的著作物に対する原著作者の権利 著作権法28条

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

12

著作物を伝達する者

著作隣接権

権利期間

実演, 音の固定, 放送を行ったときに始まり, 翌年から50年間

★実演家の権利

著作権法90条の2～95条の3
氏名表示, 同一性保持, 録音録画, 放送, 送信可能化, 商業用レコード二次利用, 貸与権等

★レコード製作者の権利

著作権法96条～97条の3
複製, 送信可能化, 商業用レコード二次利用, 譲渡, 貸与等

音を最初に固定した者

★放送事業者・有線放送事業者の権利

著作権法98条～100条の5
複製, 放送, 有線放送, 伝達(放送を受信し, 映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利)

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

13

小説も同様に考えることができる

小説家 小説(言語の著作物)を創作

※小説家の著作者人格権は下記の全体に及ぶ

複製権・翻案権

映画の脚本家

複製権・出版権設定

出版社
原著作物が外国語であれば翻訳行為も存在

複製権・翻案権

映画会社が映画化
出演者の著作隣接権

翻訳行為があれば
翻訳権(翻案権)

映画館

頒布権

DVD

譲渡以外に貸与(貸与権)もあり得る

書店

放送・ネット配信

公衆送信権


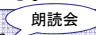
※注 簡略化した概念図です

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

14

著作者の権利 【著作者人格権】	
著作者人格権	権利内容
1 公表権 (著18条)	著作者は、その 未公表 の著作物を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。 著作者は、その著作物を原著物とする未公表二次的著作物についても公表権を有する。
2 氏名表示権 (著19条)	著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物を公衆に提供若しくは提示に際に、その 実名 若しくは 変名 を著作者名として表示するか否かを決定する権利を有する。 著作者は、その著作物を原著物とする二次的著作物についても氏名表示権を有する。
3 同一性保持権 (著20条)	著作者は、その意に反して、その著作物及びその 題号 につき、変更、切除その他の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない権利を有する。

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 15

著作者の権利 【著作(財産)権】(支分権)	
著作(財産)権=支分権	権利内容
1 複製権(著21条)	著作物を 複製 する権利を専有する。 
2 上演権、演奏権(著22条)	著作物を、公に 上演 し、又は 演奏 する権利を専有する。
3 上映権(著22の2条)	著作物を公に 上映 する権利を専有する。
4 公衆送信権等(著23条)	著作物について、 公衆送信 を行う権利を専有する。
5 口述権(著24条)	言語の著作物を公に 口述 する権利を専有する。 
6 展示権(著25条)	美術 の著作物又はまだ発行されていない 写真 の著作物をこれらの原作品により公に 展示 する権利を専有する。
7 頒布権(著26条) (公衆に 譲渡 、 貸与)	映画の著作物をその複製物により 頒布 する権利を専有する。
8 譲渡権(著26の2条)	著作物をその原作品又は複製物の 譲渡 により公衆に提供する権利を専有する。
9 貸与権(著26の3条)	著作物をその複製物の 貸与 により公衆に提供する権利を専有する。
10 翻訳権、翻案権等 (著27条)	著作物を 翻訳 し、 編曲 し、若しくは 変形 し、又は脚色し、映画化し、その他 翻案 する権利を専有する。
11 二次的著作物の利用に関する 原著作者の権利(著28条)	原著物の著作者は、 二次的著作物 の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 16

著作物を伝達する者の権利【著作隣接権】

著作隣接権	権利内容
1 実演家の権利 (著90条の2～95条の3)	<p><実演> 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。)(著2条1項3号)。</p> <p><実演家> 俳優、舞蹈家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者(著2条1項4号)。</p> <p>●許諾権—①録音・録画権、②放送・有線放送権、③送信可能化権、④譲渡権、⑤貸与権 ●報酬・二次利用料請求権—①商業用レコードの放送等に係る二次使用料請求権、②商業用レコードの貸与に係る報酬請求権、③放送される実演の有線放送に係る報酬請求権 ●実演家人格権—①氏名表示権、②同一性保持権</p>
2 レコード製作者の権利 (著96条～97条の3)	<p><レコード> 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの(著2条1項5号)。 例:レコード、CD、テープ、MD、ハードディスク、その他音を固定できる媒体</p> <p><レコード製作者> レコードに固定されている音を最初に固定した者(著2条1項6号)。</p> <p>●許諾権—①複製権、②送信可能化権、③譲渡権、④貸与権 ●報酬・二次利用料請求権—①商業用レコードの放送等に係る二次使用料請求権、②商業用レコードの貸与に係る報酬請求権</p>
3 放送事業者・有線放送事業者の権利 (98条～100条の5)	<p><放送> 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。(著2条1項8号)。</p> <p><放送事業者> 放送を業として行う者をいう。(著2条1項9号)</p> <p><有線放送> 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。(著2条1項9号の2)</p> <p><放送事業者> 有線放送を業として行う者をいう。(著2条1項9号の3)</p> <p>●許諾権—①複製権、②再放送権・有線放送権、③送信可能化権、④テレビ放送の伝達権</p>

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

17

演習

ホームページで音楽を公開

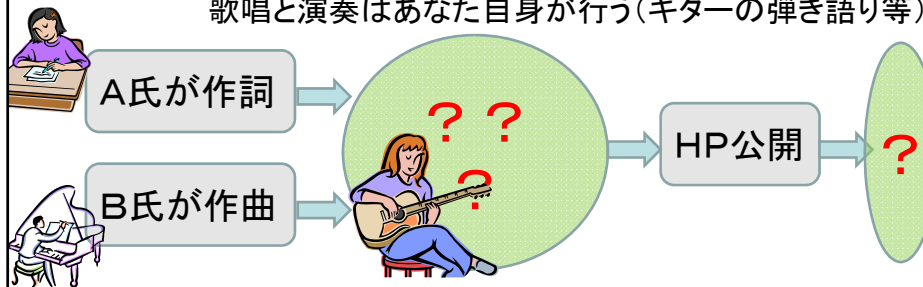
ワーク③-2

●あなたが管理しているホームページから音楽を公開する場合

1. 著作権法に基づいて判断すると、ホームページからの公開までにどのような「行為」があり得るか、ワークシートに記入してください。
2. 上記「行為」に対応する「権利」をワークシートに記入してください。

【前提条件】作詞・作曲は他人の著作物を利用する。

歌唱と演奏はあなた自身が行う(ギターを弾き語り等)。



©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

18

演習 ホームページで音楽を公開

●あなた(X)が管理しているホームページから音楽を公開する場合

1. どのような「行為」?
2. 「行為」に対応する「権利」

行為

著作権

著作隣接権

```

    graph LR
      A[A氏が作詞] -- "A氏から演奏  
権利用許諾" --> X1[X歌唱  
X演奏]
      B[B氏が作曲] -- "B氏から演奏  
権利用許諾" --> X1
      X1 -- "A氏から複製  
権利用許諾  
B氏から複製  
権利用許諾" --> X2[X録音]
      X1 -- "A氏から公衆送  
信権利用許諾  
B氏から公衆送  
信権利用許諾" --> X3[Xアップ  
ロード]
      X2 -- "X氏の送信  
可能化権" --> X3
      X3 --> HP[HP公開]
      HP --> PV[公衆視聴]
      PV --> S[ストリーミング]
      PV --> D[保存のみ]
  
```

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 19

個別権利制限規定

●個別の権利制限規定(著作権法30条~50条)

パロディ表現に代表されるように、日本の著作権法では原則として「**フェアユース**(権利者の許諾が必要ない著作物の公正利用)」の適用範囲が極めて狭いと考えられている。

そこで、実務上の問題があり得るケースでは、**個別ケースごとに権利制限の条文を制定**し対処している。今回は、その中で代表的なものを扱います。

私的複製
私的複製・・・ダウンロード違法化
営利を目的としない上演等
授業の過程における利用
図書館における文献コピー
結果としての写り込み
引用による利用

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 20

目 次

●本日の講義内容

1. 著作権の個別権利制限・・・私的複製
2. 著作権の個別権利制限の解除・・・ダウンロード違法化
3. 著作権の個別権利制限・・・営利を目的としない上演等
4. 著作権の個別権利制限・・・授業の過程における使用
5. 著作権の個別権利制限・・・図書館における文献コピー
6. 著作権者の個別権利制限・・・結果としての写り込み
7. 著作権の個別権利制限・・・引用による利用
8. 著作権の世界と研究者倫理の世界

個別権利制限・・・私的複製とダウンロード

- 私的使用のための複製に関する権利制限(著作権法30条1項)
著作権の目的となっている著作物は、
個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において
使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、
次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製できる。

ネット上の音楽コンテンツをダウンロードする
行為(複製)は？

従来、基本的には全て許されていた。
現在でも、合法的にアップされたものの私的複製は認められている。

但し、平成22年1月1日から施行された法改正で
著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信で
あって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを
含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を
知りながら行う場合は違法(民事責任・・・損害賠償等)になった。

個別権利制限・・・私的複製とダウンロード

従来から違法

例: CDの楽曲を
権利者に無許諾
でアップロード

- ・音楽CDから楽曲データをリップ
ング・・・複製権侵害(著作権)
- ・リップングしたデータをアップ
ロード・・・公衆送信権侵害(著
作権)
- ・同時に、レコード製作者、実演
家の著作隣接権侵害にもなる。



違法になった

違法に自動公衆
送信されたデジ
タル録音・録画と知
りながらダウン
ロードする行為

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

個別権利制限・・・私的複製とダウンロード

●平成24年10月1日から施行された法律改正で**刑事罰**も加わった
著作権法119条3項

第30条第1項に定める**私的使用の目的をもって**、有償著作物等
(録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接
権の目的となっているものに限る。)であって、有償で公衆に提供され、
又は提示されているものをいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害す
る自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行わ
れたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含
む。)を受信して行うデジタル方式の**録音**又は**録画**を、**自らその事実を
知りながら**行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の
懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正法附則

(運用上の配慮)

第9条 新法第119条第3項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集
その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければ
ならない。

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

24

個別権利制限・・・営利を目的としない上演等

● 営利を目的としない上演等

第38条(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、聴衆又は観衆から**料金を受けない**場合には、公に**上演し、演奏し、上映し、又は口述**することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し**報酬が支払われる場合は、この限りでない。**

学園祭等をケースに検討してみよう？

個別権利制限・・・授業の過程における使用

● 授業の過程における使用

第35条(学校その他の教育機関における複製等)

1 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において**教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製**することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

いろいろなケースを考えてみよう？
参観日に保護者にもプリントを配布、予備校は、授業映像の事後視聴は・・・等々

個別権利制限・・・授業の過程における使用

●授業の過程における使用

第35条(学校その他の教育機関における複製等)

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、**当該授業を直接受ける者に対して**当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、**当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して**公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

遠隔授業について、いろいろな
ケースを考えてみよう？

個別権利制限・・・結果としての写り込み

●写真の撮影・録音又は録画時に結果的に同時記録された著作物
形式的には著作権者等の許諾が必要となるが、一定条件の下に**許諾不要**となった(平成25年1月1日から施行された法律改正)。

著作権法30条の2(付随対象著作物の利用)

生放送は？

1 写真の撮影、録音又は録画の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から**分離することが困難であるため**付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、**当該創作に伴って複製又は翻案**することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、**同項に規定する写真等著作物の利用に伴って利用**することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

個別権利制限・・・結果としての写り込み

【規定により権利が制限されるケース】

- 写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さくポスターや絵画が写り込む場合
- 街角の風景をビデオ収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれる場合
- 絵画が背景に小さく写り込んだ写真を、ブログに掲載する場合
- ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれた映像を、放送やインターネット送信する場合

【従来通り、原則として著作権者の許諾が必要なケース】

- 本来の撮影対象としてポスターや絵画を撮影した写真を、ブログに掲載する場合
- テレビドラマのセットとして、重要なシーンで視聴者に積極的に見せる意図をもって絵画を設置し、これをビデオ収録した映像を、放送やインターネット送信する場合
- 漫画キャラクターの顧客吸引力を利用する態様で、写真の本来の撮影対象に付随して漫画のキャラクターが写り込んでいる写真をステッカー等として販売する場合

上記以外に、どのようなケースがあるか
考えてみよう？

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

29

個別権利制限・・・引用

●「引用」の考え方

第32条(引用)

1 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

個別権利制限・・・引用

●「引用」の判断

1. 引用が**公正な慣行に合致**する
2. 報道, 批評, 研究その他の**引用の目的上正当な範囲内**で行なわれる

【従来からの判断基準】

明瞭区別性・・・引用側と被引用側が明瞭に区別されている

主従関係・・・引用側が主で, 被引用側が従

出典明示・・・明示方法が公正慣行の範囲内であるか否かの判断は著作物の種類で異なる

必要最小限・・・ 同上

但し, 文字の著作物ではその通りであるが, 音楽の著作物などでは引用として扱われる局面は限定される。

公正な慣行
正当な範囲内を
判定する基準

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

個別権利制限・・・引用

●個別事例の検討

引用について, いろいろな
ケースを考えて検討してみよう!

1. 文章の場合・・・
2. 標語の場合・・・
3. 写真の場合・・・
4. 表の場合・・・
5. 図の場合・・・
6. 動画の場合・・・
7. 音楽の場合・・・

音楽の著作物
の引用???

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

個別権利制限・・・引用__具体例

●レポートの場合

「大学の授業は、選択することができる。それは、学生が主体的に学問に取り組めるということである。」⁽¹⁾、と言われるように、一般的に大学では高校とは異なり、学生が自らの選択により能動的に学習することが求められる。そして、能動的学習を通じて、社会人として必要な基礎力、例えば、行動力、考え抜く力、コミュニケーション力などを身につけることにもつながる。

注

(1) 山口太郎, 『入学前に知っておきたい大学での学び』第6版, 山口出版社, 2010年, p125.

<ポイント>

- (1) 引用の箇所は, 「 」等で囲む(明瞭区別性)。 ※「 」等内の文章は勝手に変えない
- (2) 質的量的共に, 自説が主に, 引用箇所が従になるようにする(主従関係)。
- (3) 参考とした書籍や文献等と該当ページを明記する(出典明示)。
- (4) 自説を補強等するために必要な箇所のみを引用する(必要最小限)。

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

33

個別権利制限・・・引用__具体例

●単行本の場合

「……引用部分……になる。」¹⁾とする説もある一方、「……引用部分……である。」²⁾とする説もある。
しかし、私は……であると考える。

- 1) 山大 花子 2001年「特許権」〇〇書房 pp.82-83
- 2) 山大 太郎 1999年「特許の歴史」〇×出版 p.124

明瞭区別性:
カギ括弧で引用部を区分する

必要最小限:
必要最小限の引用とする

主従関係:
引用側が主で、被引用側が従

出典明示:
著者名、出版年、「書名」、
出版社、引用ページ

●論文集に掲載された論文の場合

「……引用部分……である。」¹⁾という見解もある。
しかし、私は……であると考える。

- 1) 山大 花子 1997年「特許権でビジネスを守る」月刊知財第26号 p.38 山大知財センター編 〇〇印刷株式会社

出典明示:
著者名、出版年、「論文のタイトル」、
論文の掲載された本・雑誌名、
掲載雑誌の巻数・号数、引用ページ、
論文集等の編者と出版社

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

個別権利制限・・・引用__具体例

● 新聞記事の場合

「……引用部分……となった。」¹⁾とある。

1) 山大知財新聞 2014年4月24日朝刊 「全学生への知財教育必修化スタート」

出典明示:
新聞名, 記事が掲載された日付,
朝夕刊の別, 「記事のタイトル」

● Webページ(インターネットのページ)の場合

「……引用部分……となった。」¹⁾という見解もある。

1) 山口大学 「全学生への知的財産教育必修化スタート」
http://www.yamaguchi.ac.jp/library/user_data/upload/Image/topics/2013/130422-1.pdf
2014年4月24日アクセス

出典明示:
作成者, 「Webページのタイトル」,
アドレス(URL), アクセスした日付

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

個別権利制限・・・引用__具体例

● 写真あるいは図の場合・・・考え方

- ・基本的には, 引用の4条件「明瞭区別性」「主従関係」「出典明示」「必要最小限」を素直に読むと, 引用概念を適用することは難しい。
- ・前述の東京美術倶楽部事件を, 引用の観点から「一般化した解釈(絵画, 写真, 図その物の引用可)として解釈するか, 絵画鑑定書のような特殊事例として認められたと解釈するのか意見が分かっている。



- ・現時点では, 写真・図の引用は, そこに**比較配置しなければ説明が不可能な場合を除き**極力控えた方が良いと考えられる。あるいは, 権利者からの許諾を受けて掲載することが望ましい。

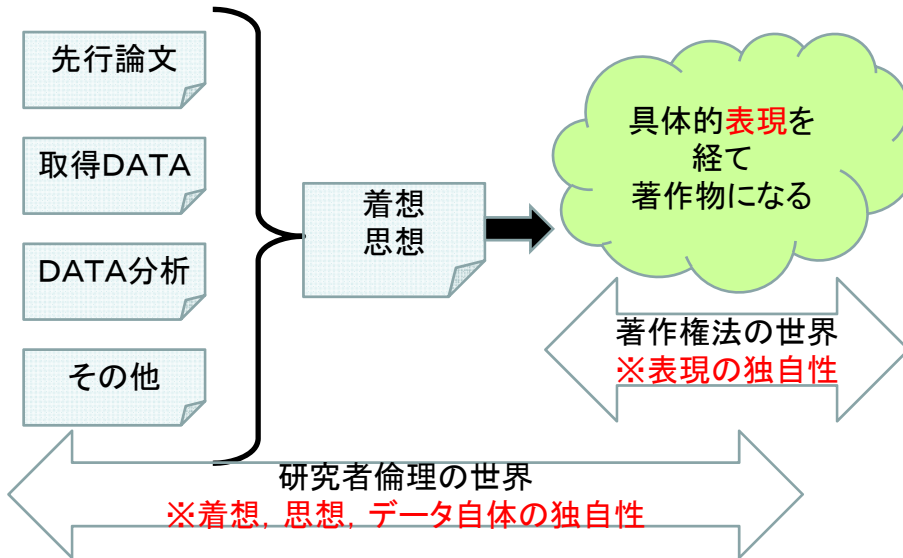
指導教員に確認

- ・学会により扱いは微妙に異なるが, 一般的に自然科学系の論文では他人の写真を引用で使用することは少ない(許諾を取る)。

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

著作権法の論理と研究者倫理

●両者の関係

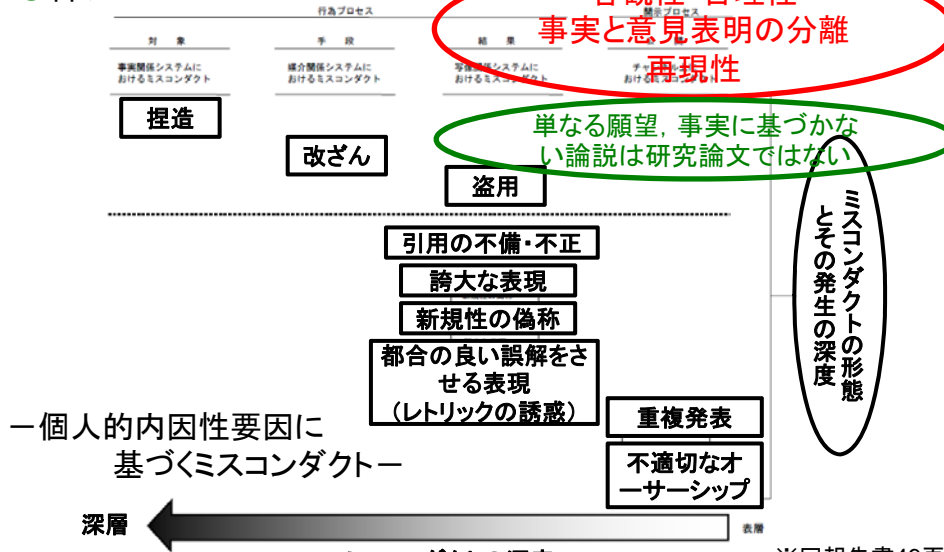


©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

37

日本学術会議の報告書から

●科学におけるミスコンダクトの現状と対策



※同報告書49頁

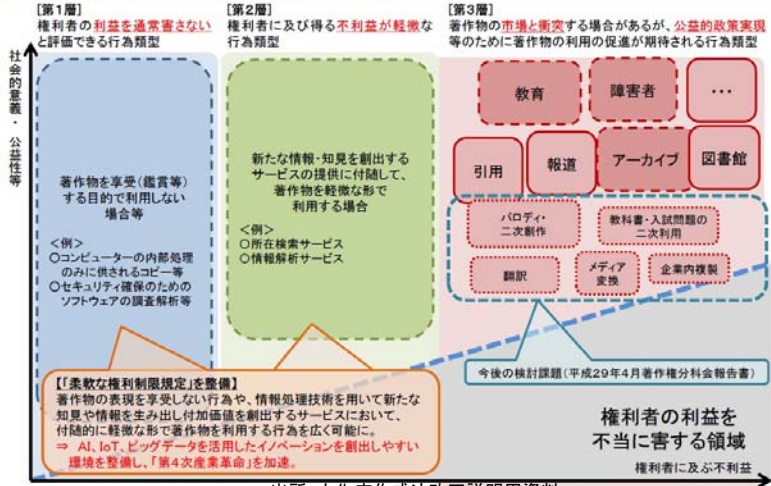
©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

38

補足・・・平成30年の法改正

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

- 「文化審議会著作権分科会報告書」（平成29年4月）を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益（権利者の利益）」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



出所:文化庁作成法改正説明用資料

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

・・・連絡先・・・

山口大学 国際総合科学部
〒753-8541 山口県山口市吉田1677-1
TEL: 083-933-5391
E-mail t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp 木村友久

©2018 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

40